

特集Ⅱ：現代の学校と教師の仕事
多忙な教師—その実態と課題

平 沢 茂
(文教大学教育学部)

The Current Trend of the School and the Teacher's Work in Japan ;
Complicated Teacher's Work ;
the True Facts and the Problems

HIRASAWA SHIGERU

(Faculty of Education, Bunkyo University)

要 旨

我が国の教師は、複雑多岐にわたる職務に追われ、「多忙感」にとらわれており、また実際に多忙である。本稿では、教師の職務の多様性・複雑性の内実を明らかにすると同時に、その解決策を探る。また、教師の勤務時間に関する法の規定を概観し、その問題点を整理する。特に時間外勤務の取り扱いや休憩・休息、休暇の問題について、どのように解決することが可能か、その方途を考察する。

1. 多忙な教師

最近、文部科学省が、教師の勤務実態に関する調査を実施した。それによれば、教師の仕事の負担感は、単なる「感じ」ではない。実態としても仕事が重くのしかかっている状況が読み取れる（注1）。

教師が負担に感じていたり、実際負担が大きいことを示す事項は、次のようなものである。なお、各項目の数値は、それぞれの質問文について、次の5肢選択で評定した平均値である。

1. あてはまらない
2. どちらかといえばあてはまらない
3. どちらともいえない
4. どちらかといえばあてはまる

5. あてはまる

評定平均値が3を越えている場合は、「負担に思っている」あるいは「実際に負担となっている」項目と考えて良い。では、評定平均値が3を越えている項目を見ていこう。

表1 教師が負担を感じること
(2006年文部科学省調査)

- ① 勤務時間後も仕事で残ることが多い (4. 41)。
- ② 以前よりも忙しくなった気がする (4. 30)。
- ③ 自宅に仕事を持ち帰ることが多い (3. 90)。
- ④ 仕事が忙しすぎて、ほとんど仕事だ

けの生活になってしまっている
(3. 75)。

- ⑤ 学校の中で休憩や休息を取りづらい
(3. 68)。
- ⑥ 休暇を取りづらい(3. 63)。
- ⑦ 体調が悪くても休めない
(3. 48)。
- ⑧ 児童生徒や保護者とのやりとりで気
疲れすることが多い(3. 47)。
- ⑨ これまでの知識・経験だけでは対応
できないことが多すぎる(3. 26)
- ⑩ 土日等の休日出勤が多い(3. 24)
- ⑪ 仕事量が多すぎて長く続けられそう
にない(3. 05)。

ところで、ここに上がっている多くの項目は、これまでも指摘されてきたことである。

20年ほど前、筆者が参加した調査でも、同様のことが明快に示されていた(注2)。つまり、教師が多忙である、あるいは多忙に感じる実態は20年たった今日でも、さしたる変化はないということである。

20年前の調査は、当然、今回の文科省調査と直接重なるわけではない。質問項目は200項目を越えており、教師の仕事や教職観についてかなり詳細な調査となっている。その中から、今回の文科省調査に関連する項目とその結果を挙げておこう。

言うまでもなく、最も中核となる教師の仕事は「授業」である。20年前の調査では、本務中の本務とも言うべき授業活動の展開において支障となるものは何かという質問をした(調査は、東京都中野区の小学校および中学校の教師を対象とする悉皆調査である)。

この質問で、教師が授業の支障になっていると考える要因として、以下のようなものを多くの教師が指摘している(ここでは、上位10の要因を挙げておく)。

表2 授業の支障になる要因

(1985年/中野区教育委員会・お茶の水女子

大学教育社会学研究室調査)

- ① 諸事務が過重(67.4%)
- ② 基本的な生活習慣の欠如(67.2%)
- ③ 子どもの学力差(62.8%)
- ④ 教室や運動場の不備(57.8%)
- ⑤ 学級の児童生徒数の多さ(53.2%)
- ⑥ 教育内容の多さ(52.9%)
- ⑦ 学校行事、ゆとりの時間(52.1%)
- ⑧ 子どもの経験・体験の不足(51.6%)
- ⑨ 教材・教具の不備(50.0%)
- ⑩ 担当時数の加重(45.3%)

この調査では、さらに時間外勤務に関する質問をしている。その結果の概要が、次の表3である。

表3 時間外勤務の不可避性

(出典は、表2に同じ)

「教師の仕事を勤務時間内に処理可能かどうか」

- * 処理可能(6.1%)
- * 処理不可能(92.1%)
- * 無回答(1.8%)

「勤務時間に処理できない仕事をどう処理するのか」

- * 主に勤務時間外学校に残って(53.0%)
- * 主に家庭に持ち帰って(43.0%)

表3に示した結果は、今回の文科省調査の結果(表1の項目①、③)とほぼ一致する。つまり、20年前に指摘されていた課題が、今もって解決されていないということである。

2. 多忙の内実—教師の仕事—

以上のような結果は、日本の教師の多忙の内実が「多忙感」だけにとどまるものではなく、現に「多忙」でもあるのだ、ということを示している。

調査からはまた、教師の「多忙感」および

「多忙」が何に由来するかということが読み取れる。その理由は、概ね、次のようにまとめることが可能であろう。

① 教師の仕事は、多岐にわたり、勤務時間内だけではかたがつかないことが多い

② 休憩・休息がとれないばかりか、休日にも休めないことが多く、休暇も取りにくい。

③ 学校を取り巻く環境（児童生徒の変化や保護者の変化）の加速度的変化に対応することが難しい。

以下、教師の仕事を大まかに分類し、順を追って多忙の内実を探ろう。

(1) 子どもに対する直接の教育指導活動

① 授業時の学習指導・生徒指導

今日、授業時であっても、教師は常に生徒の問題行動に悩まされている。学級崩壊や小1プロブレムという問題は、一部の学校や一部の学級の問題ではない。そこには、家庭の生育環境も大きな関係があると思われる。落ち着いて学習指導だけに取り組める教師は、今日では恵まれているとすら言える。

② 校内の授業時以外における学習指導・生徒指導

学校事故等に関する災害共済給付（日本スポーツ振興センター法、同施行令、等に規定）の認定において、「学校の管理下」という概念がある。法は、この概念に始業前、業間休み、昼休み、放課後等が全て含まれる旨、規定している。つまり、休憩を含めたこうした時間帯であっても、子どもは学校の管理下にあると解されるわけである。

つまり、こうした時間であっても、子どもに事故等が起きた場合、教師が注意義務違反に問われる可能性があるということだ。教師が休憩・休息と無縁であるゆえんである。

③ 勤務時間外における生徒指導

休日に、自校の子どもが事故や事件に関わってしまう（加害者になる、被害者になる）、あるいは問題行動を起こしている。こうした場合、日本では、直後に学校に連絡が入り、

学校に即応を求めることが多い。

夜7時頃、突然学校の電話が鳴る。まだ学校にいた教頭が電話に出る。「中学生が駅前の自転車置き場で自転車を倒して回っている。おたくの生徒だと思う、なんとかしろ」。

その点、欧米諸国ではかなり割り切った観念が行き渡っているようだ。教師の勤務は、学校の勤務時間に限定するという考え方である。しかし、どうも日本の場合、そこまで割り切るのが難しい状況にあるようだ。

④ 部活動の指導

部活動の指導は、すべての教師に必須の仕事というわけではない。しかし、中学校、高等学校の場合、それなりの負担になっていることがある。

ただ、「部活命」の教師、生徒が少なからずいるので、ことは複雑である。部活動は、この国ではかなり重きを置かれる教育活動である。見ようによっては、学校の機能の中核をなすはずの授業より、優先されているのではないかと思われるような傾向すらある。

その最たる例が、高校野球だろう。近年では、サッカーなど、プロの世界で、あるいはオリンピックで、人気種目となっているスポーツに関する部活にもそのような傾向がある。時には、中学の部活にもその傾向が見られる。「野球（サッカー）をするためにこの学校に入学しました」というせりふが、何の疑問も持たれずに飛び交うのがこの国である。

子どもが多様な個性や能力を持ち、多様な生き方を模索することを否定する気などは毛頭ない。しかし、学校の本質的な機能とは何かという命題に迫るためには、この問題をていねいに議論すべきではないだろうか。さらに言えば、地域クラブという考え方が、もっと真剣に議論されるべき時代になっているのではないかと私は考えている。

(2) 授業に直接・間接に関わる仕事

① 授業をつくる過程の仕事

教師の職務の中核であるにもかかわらず、

勤務時間内にはまずできないのがこれである。

言うまでもなく、教師の仕事の中核は、授業にある。その授業を作る過程もまた、教師の本務中の本務である。

たとえば、カリキュラム開発（教材研究・単元開発）、指導案づくり、教具・資料制作などの仕事がそうだ。教師の仕事の中で最も創造性が求められる過程でもあって、優れた教師ほど楽しいと感じる仕事でもある。

しかし、教師の本務中の本務であるはずのこの仕事をしない教師もかなりいる。「教科書の解説さえしていれば授業は可能だ」と考えるわけである。こうした教師が、子どもの心に響く授業、子どもの望ましい成熟に結びつく有意義な授業をすることはありえない。

一方、この仕事を重視する教師がこれに取り組むことができるのは、勤務時間外にならざるをえない。教師の勤務時間のほとんど全ては、第1に挙げた「子どもに対する直接の教育指導活動」に費やされるからである。また、近年では、利己的な保護者の対応に追われることも多くなっているからである。

ことに学級担任制をとる小学校では、全ての授業を一人の教師が担当する。教師にとって、不可欠最重要のこの仕事を、勤務時間内に実行することはまず絶望的である。結局、勤務時間外にするしかないのである。

学校で9時、10時になっても仕事をしている教師がいる。授業づくりに取り組んでいるケースが多い。勤務時間を気にする校長が早く帰るように言うこともある。しかし、本人にしてみれば「見逃してください」という心境である。

労組色の濃い教師から白い目で見られたり、時には、嫌みを言われたりもする。教師としての仕事を全うしようとする教師がいやな思いをさせられるケースである。

学校に残ってもなおこの種の仕事を完成させられない場合、あるいは、白い目で見られてしまう場合、教師に残された道が2つある。

1つは、家に持ち帰ってする、もう1つは、悪貨に駆逐される、である。

② 授業後、次の授業につなげる過程の仕事

大半の授業は、授業を終えればそれで一段落である。しかし、授業改善を目指すなら授業終了後、授業評価が行われる必要がある。

授業評価は、子どもの学習成果を客観的に見極めることによって行われる。見極めるのは授業をした教師個人でも良いし、他者を交えても良い。

日常の授業に関しては、授業者自身が行えば良い。しかし、時には、研究授業として、他の教師など第三者を交えての評価が行われることは重要である。個人的な判断の誤りなどを修正する機会となるからである。

ある授業が初期の成果を上げられなかったと評価された場合、その原因を探り、次の授業設計に生かすことが必要となる。その場合、当初の単元計画の一部を修正しなければならないことがある。

さて、授業後のこの仕事もまた、勤務時間内に日常的に行うことが難しい。小学校などで校内の授業研究が盛んになってきたのは、こうした問題の解決の手段として好ましいことである。とは言え、本来は、もっと日常的に個々の教師が取り組めることが望ましいのである。しかし、日本の教師の勤務実態ではとうてい望むべくもない。

③ 授業に関する子ども・保護者への情報提供

授業について、折々に子どもや保護者に適切な情報を提供することもまた、教師の重要な仕事である。授業の進展の様子、授業の今後の計画など、保護者にも有用・不可欠な情報がいくらかであろう。時には、校外授業のために必要な家庭における準備であるとか、家庭学習の情報であるとか、適切な情報提供によって保護者の理解と協力を得ることが不可欠なこともある。

印刷物を利用することもあろうし、ホーム

ページで情報を流す場合もあろう。時には電話でということもあるだろう。

どのような方法であれ、これらの仕事の多くもまた、勤務時間内に終了させることの難しい課題である。

(3) 研究・研修活動

教師が専門職だということは、ILO—ユネスコ勧告以来、常識となった。専門職である以上、職能向上のための研修は、当然のことである。国公立学校の教員の場合は、「国家公務員法」、「地方公務員法」の規定上、研修が権利であり、義務でもある。

初任研、10年次研など、義務として行われる研修だけではなく、教師は、日常的に、職能成長のための自主的研修を続けることが求められている。

職務時間内に行われる研修のみではなく、勤務時間外の自主的研修も本来は、教師の義務と考えるべきであろう。しかも、本来は楽しいはずのものである。

ただ、そう言いつつ、現代の教師のあまりの忙しさを熟知しているために、声高にそれを叫びにくいのも事実である。加えて、教員免許更新制である。10年ごとの更新講習が義務づけられるとなると、本来、楽しいはずの研修を重荷と感じる教師が増えるのもやむをえないと、これまた同情するのである。

研修が輝かしくも楽しいものと感じられるためには、まずは、教師の仕事の軽減が不可欠のようである。

(4) 授業以外の教育活動に関わる仕事

① 学校行事などの計画、実地踏査、引率

日本の学校には、学校行事が多い。学習発表会（文化祭・学芸会・展覧会）、運動会（体育祭）、合唱コンクール、遠足、修学旅行、等々。この他にも、それぞれの学校には独自の催し物・行事があって、その準備のために割かれる時間も少なくはない。準備に必要な労力の多くが教師の肩に掛かっている。

当日の指導や実地踏査は、勤務時間として

認められるため、代休などの措置がとられる。しかし、準備のための仕事を勤務時間内に終えることは難しい。かと言って、その全てが勤務時間にカウントされる保証はない。

② 部活動の(指導)計画づくり、対外試合

上で述べたこととほぼ同じで、こちらは部活に関わる仕事だという違いだけである。部活動は、正課として扱われないため、通常、時間外勤務に該当しないと解されるので、ここでは別扱いとしておこう。ただし、近年、正課に準ずる扱いをする自治体も出てきた。

(5) 保護者・地域住民への対応

先に挙げた授業に関連する保護者への情報提供だけではなく、保護者会や家庭訪問、三者面談などのフォーマルな保護者との面談がある。

定期的な情報紙の発行がそのチャンネルとなることもあろう。

さらに今日では、学校や教師をイレギュラーに襲ってくる保護者への対応が、相当な重荷となって教師にのしかかっている。

さすがに、このことについては、教育委員会も、学校も、個別に、あるいは両者一体となって、対応策づくりに乗り出すようになってきている。やや遅かったとはいえ、当然のことだと考える。なにせ、弁護士同伴で、学校や教師の非をあげつらう保護者が出てくる時代である。学校に弁護士がいることは当たり前の時代に入っているのである。

この仕事もまた、教師に、勤務時間外における対応を求めることがある。教師受難の時代とはこういうことなのであろう。

(6) 事務的な仕事

① 教育指導活動に関わる事務

健康診断書や指導要録など子どもの記録。個票の作成、教材費の徴収、校外学習の費用の徴収など、多様な仕事がある。

記録簿等の作成は、教育活動に関わる仕事であって、重要かつ不可欠な教師の仕事であるとの認識を、どの教師も持ってはいる。し

かし、繁雑な上に正確さを求められる仕事であって、上述してきたような多様な仕事に迫られている教師にとって、かなり面倒な仕事でもある。

現金を扱う仕事を教師にさせないようにする配慮は行き渡りつつあるとはいえ、なくなったわけではない。自治体によっても進展に差があって、負担になっていることも多い。

必要経費未払いの子どもがいれば、まずは教師が子どもを通じて保護者に催促しなければならぬ。義務教育は全て無償と主張して譲らない保護者がいる時代である。必ず支払わせることが教師の仕事ではないにせよ、風当たりが教師をまともに襲うこともあるわけで、いよいよもって教師はつらいのである。

② 教育指導活動に直結しない事務

教師にとって雑務としか考えられない仕事の1つがこれである。たとえば、教育委員会等から求められる報告書作成や調査への回答などの、まさに雑務が増えている。

この種の報告書の記入の最終責任者は概ね校長である。報告書作成・調査票回答のための要員ではないかと、自らの職務を疑う校長がいる。もとより、半分は冗談だ。しかし、半分は本音である。

(7) その他の校務

分掌等によって、以下のような職務を担当しなければならないことがある。

- * 校内LANや校内のコンピュータの保守
- * ホームページのメンテナンス
- * 学校図書館（図書室）の仕事
- * 校内環境の整備、等々

これらもまた、教育効果を上げるためにどれも不可欠の仕事である。しかも、学校では、こうした仕事のための人員が確保されているわけではない。教師以外にこれらの仕事をしてくれる人員はいないのである。

後述する学校支援ボランティアが、これらの仕事を応援してくれる例が多く見られるようになってきている。中でも狭山市の学校支援ボ

ランティア・センターの活動は、市の社会教育課の支援もあって、注目すべき存在と成りつつある。とはいえ、こうした活動は、あくまでも住民の善意に基づくものである。同時に、それを支援する行政の取り組みにも期待したい。

3. 問題解決の方策

このように列挙してみると、教師の仕事の多様性、複雑さ、繁雑さがあらためて浮き彫りになる。教師が、その仕事の中核であるべき学習指導に打ち込むためには、少なくとも以下のような工夫が必要である。

(1) 教員の絶対数の確保

第1に、教員の絶対数の確保である。その第一歩は、義務教育標準法の規定の見直しであろう。1学級の児童・生徒数を決め、そうして定まった学級数に対して教員の定数が決められるというこの方式は、早急に改善される必要がある。40人なら1学級、41人なら2学級という馬鹿げた方式で定まる学級数に対して教員定数が決まる。これは、どう考えても不合理だ。児童・生徒数に対して教員定数を定める方式の早期導入は不可欠である。

(2) 教員補助者の設置

第2に、教員補助者（ティーチング・アシスタント）の設置が検討されて良い。授業設計・準備時、授業時、授業後の成績付け等の過程で、教師の補助者となる要員が確保されれば、教師の仕事はずいぶん楽になる。教材を作成することなどは、地域のボランティアに協力を要請することも可能であろう。しかし、子どもの成績付けや指導要録への記入などは、守秘義務の観点から、教員補助者として雇用された者でなければならない。教育実習期間を長期化して、教育実習中の学生をこれに当てる手もあろう。ただ、この方式には難問もある。慎重な検討が必要だ。

幸い、地域によっては学校支援ボランティアの仕組みが本格化しており、学校図書館業

務や環境整備、子どもの安全確保などの面で成果を上げてもある。しかし、教師の日常的な教育活動をボランティアに依存することはできない。やはり、教員免許を持つ、教員補助者の採用と配置は教育行政の急務であろう。

(3) 事務職員の拡充

第3に事務職員の拡充である。教師自ら、場合によっては教員補助者がしなければならない事務以外は、可能な限り事務職員に任せられる態勢が作られなければならない。

諸事務は、教師の多忙感の根幹をなすものの1つである。表2を見てもらうと分かるように、教師が授業の支障になると考える最大の理由がこれである。20年前のデータとは言え、今日においてなお改善されたとは言えない状況にある。自治体によっては、臨時事務職員を確保する例が見られるようになっている。しかし、まだ十分な広がりを見せているわけではない。

教育活動に直結する事務は、煩瑣であっても、事務職員に任せるとは難しかろう。しかし、そうでない事務が数多くあって、これが、教師の仕事に「不連続性」を生む。それが「多忙感」の最大の理由になるとともに、多忙の現実を生む。

良い授業をするためには、教材研究、単元づくり、授業設計、時には教材制作が必要である。いや不可欠である。しかも、集中的に行った方が能率が上がる。

にもかかわらず、教師がそれに集中して取り組むことは難しい。まったなしの事務仕事が入ってくれば、否応なく授業の準備を中断せざるを得なくなる。実際には中断の理由は事務仕事だけではない。しかし、中断を余儀なくされる理由の中で、最も不合理で、仕事の不連続性を意識せざるを得ない理由が事務仕事である。先の調査結果は、そのような教師の意識を反映しているのである。

ことに、教育委員会が求める様々な報告書の作成は、20年前に比較していっそうその量

を増している。学校を監視する社会の目が厳しくなるのに比例してその量は今後も増していくだろう。

大学もまた、同様の状況が生まれている。文科省やその外郭団体への様々な報告書の作成が日を追って増加し、もはや、大学教員は「研究と教育」などに専心してはられない。このことは、また別に機会に論じたい。

学校も大学も、その社会的責務を外から監視されるべきだという流れの中で増大する事務仕事が、かえって教育の質を落とす可能性を生んでいる。

(4) 部活の地域活動化

第4に、部活の地域活動化への道をつけることである。「部活命」の教師にも、本来の学習指導に打ち込んでもらえるし、部活による時間外勤務の問題もなくなる。これについても、根付いた風土の問題が立ちはだかっているから、容易ではなかろう。しかし、日本の教育を改善する道の1つであることは疑いない。

(5) 教員勤務新法の制定の必要性

第5に、教員の勤務(労働条件等)に関する新たな法の制定である。教員への労基法の適用がいかに矛盾に満ちているか、行政が知らぬはずはない。知って知らぬふりを決め込んでいる、そうとしか思えない。

教師の勤務は、一般の勤労者と同様、労基法が適用されている。教員の時間外勤務や、休憩・休息の問題の根源はここにある。

労基法は、労働者保護の観点からは十分に評価されて良い。ただ、労基法は、勤務時間を職場における勤務に限定しており、そこから教員の職務とのずれが生まれる。

まず、休憩・休息の問題である。よく指摘されることだから、簡潔に述べておく。要は「教師は休憩・休息がとりづらい」のだ。今回の文科省調査でも、そのことが明らかにされている(表1⑤)。より正確に言えば、ほとんどとれないと言う方が妥当である。

労基法に規定される休憩は通常、昼休みととして置かれる場合が多い。小学校や中学校では、ほとんどの教師は昼休みに給食指導に従事する。給食指導を終えた後は、労基法が定めるように、場所や過ごし方を規制されずに自由に休憩できるのか。できはしない。先にも述べたように、子どもが学校にいる間は「学校の管理下にある」からである。

条例による休息にしても同じことで、記述の必要はあるまい。

にもかかわらず、教員にも休憩・休息が保障されることになっている。この矛盾をいつまで放置しておくのか。

次に、時間外勤務の問題である。これに関しても、すでに多くの指摘があるので、簡潔に述べよう。教員の時間外勤務については、一般に歯止め4項目と呼ばれる規定がよく知られている（公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令）。

- ① 校外実習等、生徒の実習に関する業務
- ② 修学旅行、学校行事に関する業務
- ③ 職員会議に関する業務
- ④ 非常災害、児童生徒の指導で緊急措置

が必要な業務、その他やむを得ない業務つまり、これらに該当しない業務に関しては、時間外勤務を命じてはいけないという規定である。

そこで問題となるのが、部活の指導である。部活指導は、この項目に該当しないと考えられるので、たとえば部活にまつわる対外試合などに教師が同行したとしても、時間外勤務とは見なされない（注3）。

上述したように、部活の地域活動化が当面は望めそうもないとすれば、この問題の解決は、喫緊の課題である。

また、時間外勤務に関しては、教員の場合、時間に応じた手当は出ない。代わりに教職調整額（一律、基本給の4%）が支給されている。時間外勤務をする、しないにかかわらず、

この手当は一律に支給される。

時間外勤務を余儀なくされている教師がいる一方で、まったくしない教師もいる状況を考えると、これは、不公平ではないか。そうした声を背景に、政府はその見直しを図るとの情報がある。

とは言え、時間外勤務に関しては、それに見合った時間給が支給されることはあまり期待できまい。まして、自宅に持ち帰っての仕事（いわゆる風呂敷残業）が手当の対象になるはずもない。

また、成果主義は一步誤ると大多数の、まっとうに仕事に取り組んでいる教師のやる気をそぐ可能性がある。慎重な検討が必要だ。

休暇については、他の公務員と同様の規定で、当面、問題はなかろう。ただ、教師は職務上、仕事の代替が得にくく、そのために休暇が取りにくい。この問題の解決には、法ではなく、教師の職務の代替を確保する方法を考え、実施に移すことが必要である。

1965年の、ILO-UNESCOの勧告によって、教師は専門職であると規定された。専門職である教師には、その職にふさわしい勤務法が用意されなければならない。それがない限り、上述した様々な問題が根本的に解決されることはない。

教師の仕事に関わるこのような様々な問題の解決のために、上に挙げた諸課題の解決が急がなければならない。教員免許更新制の導入は、せめて、こうした課題が解決された後での検討事項ではないのか。

（注1）文部科学省「教員意識調査」2006年

（注2）中野区教育委員会・お茶の水女子大学教育社会学研究室『都市の教師—その生活と仕事—』1985年

（注3）東京都がこれを見直し、若干の手当（8時間超で、1,700円）を給与するか、出張扱いとする取り扱いをすることとなった（昨年度より）。